

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

木城町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 木城町地域

(1) 現況

本町は、温暖な気候と豊かな水資源に恵まれ、良質な米や野菜を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路等を適切に保全管理することが必要である。また、町全域で5法指定されるなど生産条件の不利地が多く、これを補正する取組を行うことが必要である。さらに、安心安全な農産物の生産を行ない、近年の消費者ニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応するとともに、学校教育と連携した食育や地産地消をより一層推進する必要がある。

(2) 目標

1の現況を踏まえ、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業により、農業・農村の持つ国土保全や景観等の多面的機能を支える地域の共同活動を支援し、法第3条第3項第2号に掲げる事業により、中山間地域等の条件不利地域と平地との生産費等の格差を支援する。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業によって、環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援することにより、農業・農村の多面的機能の発揮の促進を図る。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	木城町区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1 農業者団体等への指導・助言

農業者団体等による各種の取組の効果的な促進を図るため、地域毎の多様な特質を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等を行うものとする。

2 関係者間における連携の確保

農業の有する多面的機能の発揮の促進は、公的機関や農業関係者だけでなく、地域住民や地域団体等の多くの関係者との連携の下に行われるものであることから、町は、関係者間での情報共有や効果的な事業推進及び定期的な打合せの開催が行われるよう、その連携に努めるものとする。

3 法第3条第3項2号事業に取組む場合の留意事項

別紙参照